

銚田市第4期障害者基本計画  
銚田市第5期障害福祉計画  
銚田市第1期障害児福祉計画



平成30年3月  
銚 田 市



# 計画策定にあたって

## 計画策定の趣旨

銚田市では、平成27年3月に「銚田市第3期障害者基本計画」と「銚田市第4期障害福祉計画」の両計画を一体的なものとして策定し、「障害者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す」を基本理念に、障害者福祉施策の推進を図ってきました。

この間、国においては、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、国の行政機関・地方公共団体等及び民間事業者に対して、障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的な配慮の提供が義務付けられました。

また、同年6月に改正された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」（一部を除いて平成30年4月1日から施行）では、「自立生活援助」と「就労定着支援」の2つのサービスと、高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担を軽減する仕組み等が新設されることになりました。また、障害児支援のニーズの多様化に対応するため、「居宅訪問型児童発達支援」が新設となり、自治体における障害児福祉計画の策定が義務付けられるなど、障害児に対する支援の拡充が図られています。

本市では、これらの障害者施策をめぐる一連の動向を踏まえるとともに、前計画の検証や課題の抽出、障害福祉サービス等に関するニーズの把握を基にして、新たに今後3年間で本市が取り組むべき施策の方向を明らかにした『銚田市第4期障害者基本計画』、本市における障害福祉サービス等の方向性とその確保の方策をまとめた『銚田市第5期障害福祉計画』及び『銚田市第1期障害児福祉計画』を策定しました。

## 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項による規定（市町村障害者計画）、障害者総合支援法第88条による規定（市町村障害福祉計画）、児童福祉法第33条による規定（障害児福祉計画）に基づき策定するものです。

第2次銚田市総合計画を上位計画としたうえで、障害者の福祉・保健・医療・雇用・教育・まちづくり等の分野と連携した、地域社会の課題解決に向けた計画として策定しています。

また、国の『障害者基本計画（第4次）』と『第2期新しいばらき障害者プラン』との整合性を図った計画とします。

## 計画の期間

「第4期銚田市障害者基本計画」の期間については、3年間とします。

「第5期銚田市障害福祉計画」及び「第1期銚田市障害児福祉計画」の期間についても、厚生労働省が示す基本指針の定めるところにより、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
障害者基本計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画		
障害福祉計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
障害児福祉計画				第1期計画			第2期計画		



# 計画の基本的な考え方

## 計画の基本理念

障害者が持っている能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができる体制づくりはもとより、すべての人が地域で安心して暮らすことのできる社会を実現する努力が必要です。

このため、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、本市がこれからの障害者施策を推進するにあたり、基本理念を以下のように定めます。

**障害者の自立を支援し、  
ともに暮らせる地域社会づくりを目指す**

## 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の7つの基本目標を設定します。

### 1 心のバリアをなくすために

福祉教育等を通じて、障害や障害者に対する理解を深めるための普及・啓発活動をよりいっそう推進していくとともに、障害者差別解消法や障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消や、合理的配慮の提供、障害者の虐待防止など、障害者の権利擁護の推進に努めます。また、ボランティア活動が促進されるよう、関係団体の支援体制の強化に努めます。

### 2 ともに生活できる安心な社会を実現するために

障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービスについて、障害種別や障害程度に応じた必要な支援を必要な際に受けられるよう、計画的なサービス提供体制の整備を図り、障害者の日常生活を支えていきます。また、障害者の社会参加の促進のため、スポーツや文化活動等による障害者の地域交流の機会拡大に努めます。

### 3 人にやさしいまちづくりを進めるために

ユニバーサルデザインの観点から、住環境施設の整備・改善を支援・推進するとともに、日常生活における移動手段を確保し、障害者の社会活動を促進します。また、選挙等における情報提供の充実や投票所の段差解消等の配慮などを含め、障害者がそれぞれの障害特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、必要な施策を推進します。

### 4 個性に応じた療育・保育・教育を進めるために

障害のある子ども達やその家族、学校に対する相談・援助体制の充実と個々の状況に応じた教育環境づくりに努めるとともに、福祉、教育等の関係機関が連携して、ニーズに応じた支援を推進します。また、特別支援教育の推進に加え、障害のある者とない者がともに学ぶことを通して、共生社会の実現を目指す統合教育（インクルージョン教育）を検討します。

## 5 自立や社会参加を進めるために

関係機関との連携を図りながら、福祉的就労はもとより、一般雇用も含め、障害者の働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。また、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障害者の就労機会の拡充と、工賃収入の引き上げにつながる施策を推進します。

## 6 健やかに暮らすために

健康診断・健康教育・健康相談・訪問指導等の保健事業の推進と、保健・医療・福祉等の連携を図り、障害の早期発見と早期療育の推進に加え、障害者の健康づくりに努めます。また、精神保健施策や難病等に関する知識啓発やサポート体制の充実に努めます。

## 7 情報のバリアをなくすために

障害福祉サービス等の周知と利用を促進するために、広報、ホームページ等を活用し、情報提供体制の充実に努めます。また、障害者が個々の特性に合わせた適切な手段で情報を入手できるように、意思疎通支援や意思決定のための支援の充実に努めます。

# 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の方向

基本理念	基本目標	施策の方向
<b>障害者の自立を支援し、 ともに暮らせる地域社会づくりを目指す</b>	1 心のバリアをなくすために	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 差別の解消と権利擁護の推進 (3) ボランティア活動の推進
	2 ともに生活できる安心な社会を実現するために	(1) 相談支援体制の充実 (2) 障害福祉サービスの充実 (3) 地域生活支援事業の充実 (4) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進
	3 人にやさしいまちづくりを進めるために	(1) 生活環境の整備 (2) 防災、防犯体制の整備 (3) 行政サービス等における配慮の促進
	4 個性に応じた療育・保育・教育を進めるために	(1) 療育・保育体制の充実 (2) 教育の推進
	5 自立や社会参加を進めるために	(1) 就労の支援 (2) 経済的自立の支援
	6 健やかに暮らすために	(1) 障害の早期発見、早期療育の推進 (2) 障害者の健康づくりの推進 (3) 精神保健施策の充実
	7 情報のバリアをなくすために	(1) 情報提供の充実 (2) コミュニケーション支援体制の充実

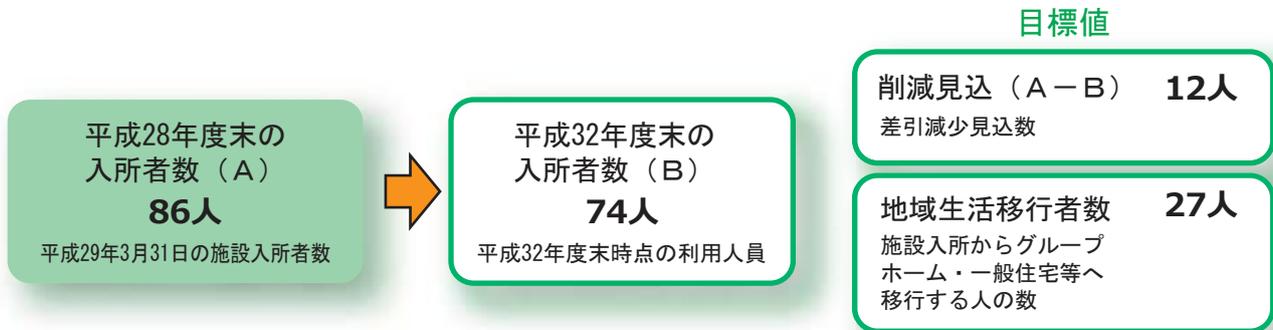




# 平成32年度に向けた目標の設定

## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している人がグループホーム、一般住宅等に移行し、地域生活を送ることを目指します。



## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、地域自立支援協議会において、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置形態を検討します。

## 3 地域生活支援拠点等の整備

サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等について、圏域(※)の各市、各団体・事業所等の関係機関と協議・連携し、拠点等の整備に努めます。

※圏域：市町村または各都道府県が定める障害福祉圏域のこと

## 4 福祉施設から一般就労への移行

### (1) 就労移行支援事業所等を通じて、平成32年度中に一般就労する者の数

福祉施設を利用している人が、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行することを目指します。



## (2) 就労移行支援事業の利用者数等

### ① 就労移行支援事業の利用者数

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度末の利用者数の2割以上増加することを目指します。



### ② 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

現在市内には就労移行支援事業所が4か所あるため（※休止事業所1か所を除く）、そのうち2か所は就労移行率が3割以上となることを目指します。

## (3) 就労定着支援による職場定着率

本計画策定時点では、市内に就労定着支援事業所はありませんが、計画期間中に就労定着支援事業所が開設された場合には、その利用者について、各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目指します。

## 5 障害児支援の提供体制の整備

### (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

#### ① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、圏域の各市、各団体や事業所と連携し、児童発達支援センターの設置を目指します。

#### ② 保育所等訪問支援の利用体制の構築

障害児の地域社会への参加・包容を推進するため、平成32年度末までに、周辺の自治体、各団体や事業所等と連携し、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を図るための検討を行います。

### (2) 主に重症心身障害児を支援する事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、平成32年度末までに、圏域の各市、各団体や事業所と連携し、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、それぞれ1か所以上確保することを目指します。

### (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成32年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置形態を検討します。





# 障害福祉サービス等の見込量

区分	サービス名等	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間/月	1,120	1,140	1,160
		人/月	64	67	69
日中活動系サービス	生活介護	延べ人数/月	2,726	2,817	2,899
		人/月	133	137	141
	自立訓練（機能訓練）	延べ人数/月	44	66	132
		人/月	2	3	6
	自立訓練（生活訓練）	延べ人数/月	44	66	66
		人/月	2	3	3
	就労移行支援	延べ人数/月	494	494	494
		人/月	26	26	26
	就労継続支援（A型）	延べ人数/月	255	306	374
		人/月	15	18	22
就労継続支援（B型）	延べ人数/月	1,561	1,619	1,677	
	人/月	81	84	87	
就労定着支援【新】	人/月	0	0	1	
	療養介護	延べ人数/月	186	186	217
短期入所	福祉型	人日/月	250	258	275
		人/月	30	31	33
	医療型	人日/月	0	0	25
		人/月	0	0	1
居住系サービス	自立生活援助【新】	人/月	0	0	1
	共同生活援助	人/月	72	74	76
	施設入所支援	人/月	83	79	74
相談支援	計画相談支援	年間 実利用者数	321	323	325
	地域移行支援	年間 実利用者数	0	0	1
	地域定着支援	年間 実利用者数	0	0	1
児童福祉サービス等	児童発達支援	延べ人数/月	144	155	155
		人/月	13	14	14
	放課後等デイサービス	延べ人数/月	559	646	733
		人/月	45	52	59
	保育所等訪問支援	延べ人数/月	2	2	4
		人/月	1	1	2
	医療型児童発達支援	延べ人数/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援【新】	延べ人数/月	2	4	6
		人/月	1	2	3
障害児相談支援	年間 実利用者数	46	51	56	
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【新】	人/年 (配置人数)	0	0	1
子ども・子育て支援等における障害児受け入れ	保育所 幼稚園 放課後健全育成事業	人/年 (受け入れ人数)	2	2	2
		27	27	27	
		1	1	1	

※【新】は平成30年度から新設されるサービス等です。

